

# 国際公会計基準審議会 (IPSASB) と 国際公会計基準 (IPSAS)

2010年10月28日

国際公会計基準審議会 委員(日本代表)

日本公認会計士協会 常務理事

公認会計士 関川 正

*(注)本資料に記載された事項は個人的見解であり、国際公会計基準審議会や日本公認会計士協会、所属する監査法人等の公式見解を示すものではない*

# 国際公会計基準審議会 (IPSASB)

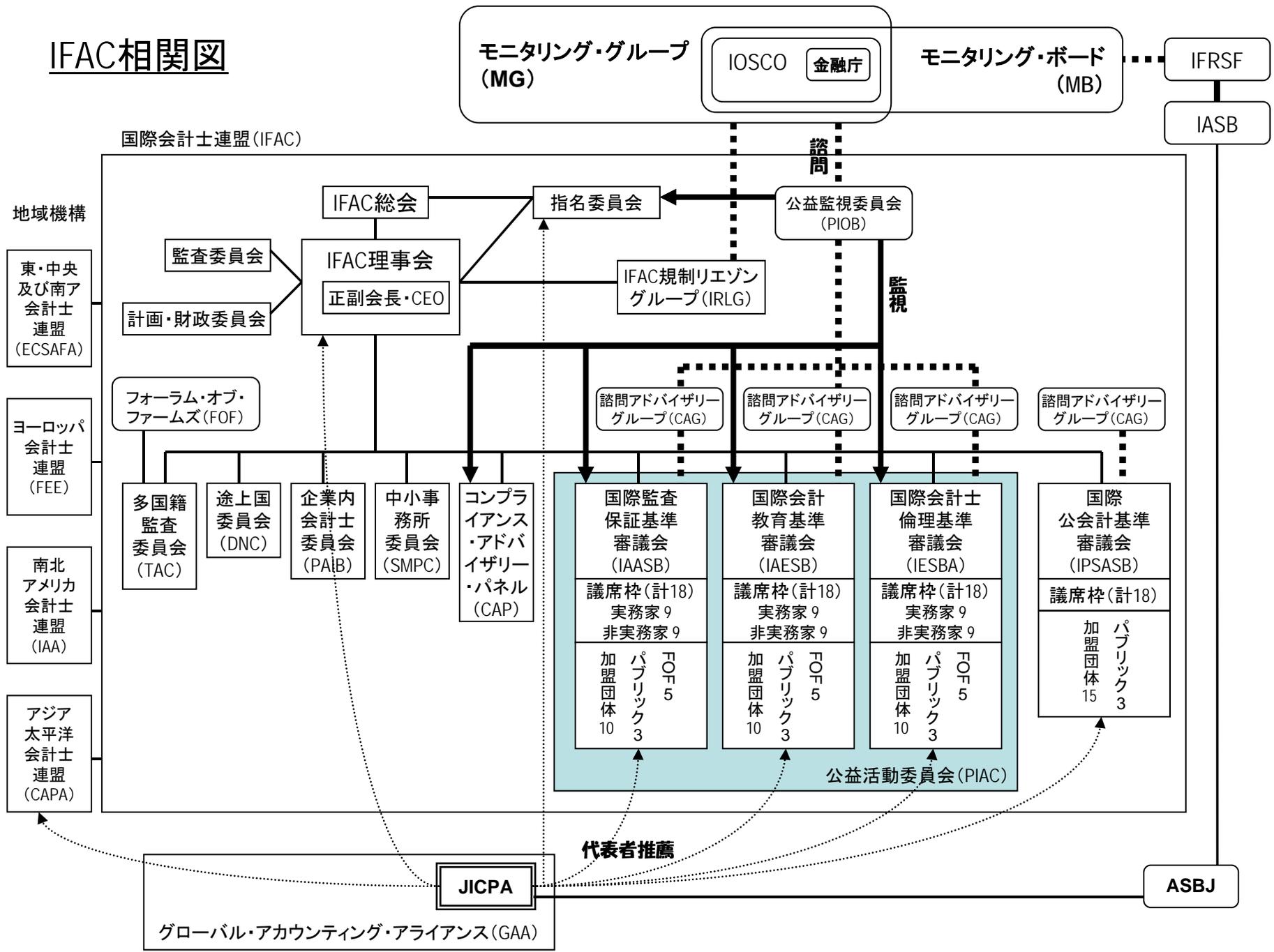
## 国際会計士連盟(IFAC)

- 1977年設立、JICPAは設立以来の会員団体
- 124カ国、159会員団体
- 民間セクターの会計基準設定(IASBがIFRSを作成)以外の会計・監査に関する国際基準の設定とIFRSを含む国際基準の普及

## 国際公会計基準審議会(IPSASB)

- IFAC内の常設機関
- 1986年設立
- 2004年11月に公的セクター委員会(PSC)から名称変更
- 国際公会計基準の作成

# IFAC 相関図



モニタリング・グループ (MG)

IOSCO 金融庁

モニタリング・ボード (MB)

IFRSF

IASB

国際会計士連盟 (IFAC)

地域機構

東・中央及び南ア会計士連盟 (ECSAFA)

ヨーロッパ会計士連盟 (FEE)

南北アメリカ会計士連盟 (IAA)

アジア太平洋会計士連盟 (CAPA)

IFAC総会

指名委員会

公益監視委員会 (PIOB)

監査委員会

IFAC理事会

IFAC規制リエゾングループ (IRLG)

計画・財政委員会

正副会長・CEO

フォーラム・オブ・ファームズ (FOF)

諮問アドバイザーグループ (CAG)

諮問アドバイザーグループ (CAG)

諮問アドバイザーグループ (CAG)

諮問アドバイザーグループ (CAG)

多国籍監査委員会 (TAC)

途上国委員会 (DNC)

企業内会計士委員会 (PAIB)

中小事務所委員会 (SMPC)

コンプライアンス・アドバイザー・パネル (CAP)

国際監査保証基準審議会 (IAASB)

国際会計教育基準審議会 (IAESB)

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)

国際公会計基準審議会 (IPSASB)

議席枠 (計18)  
実務家 9  
非実務家 9

議席枠 (計18)  
実務家 9  
非実務家 9

議席枠 (計18)  
実務家 9  
非実務家 9

議席枠 (計18)

加盟団体 10  
パブリック 3  
TOP 5

加盟団体 10  
パブリック 3  
TOP 5

加盟団体 10  
パブリック 3  
TOP 5

加盟団体 15  
パブリック 3

公益活動委員会 (PIAC)

代表者推薦

JICPA

ASBJ

グローバル・アカウンティング・アライアンス (GAA)

# IPSASB委員及びオブザーバー

## IPSASB委員(2010年8月現在)

IFAC会員団体の推薦(16名)

南アフリカ共和国(副議長)、オーストラリア、米国、英国、フランス、イスラエル、中国、カナダ、ドイツ、ケニア、インド  
ニュージーランド、日本、オランダ、ウルグアイ

Public Member 3名: スイス(議長)、カナダ、イタリア

- 委員は原則3年任期(1回限り再任可)
- 委員はすべて非常勤、無報酬
- 作成者(5名)、会計検査院(3名)、会計事務所(3名)、基準設定者(4名)、学者(2名)、その他(1名)

## IPSASBオブザーバー

アジア開発銀行、欧州委員会／欧州統計機関、国際会計基準審議会、  
国際通貨基金、最高会計検査機関国際組織、経済協力開発機構、  
世界銀行、国際連合／国連開発計画

## IPSASBの組織・運営

### IPSASB事務局(トロント)

テクニカル・ダイレクター以下5-6名

### 活動資金

年間2百万ドル程度(事務局人件費等)、IFACが約2分の1、  
他は外部(世界銀行、アジア開発銀行、国連、カナダ政府、  
など)からの拠出

### 運営方法

- 会議は年3回(2011年から年4回)、通常4日間、各地持ち回りで開催
- オフ・ミーティングでの小委員会、タスクベースグループ等
- 各国の公会計基準設定主体との連携

# 基準策定プロジェクト

## 第1期

- ・1996年後半開始
- ・2002年 — 第1段階完了
  - 1997年8月までに発行されたIASをベースに、コア・スタンダードの作成 (IPSAS第1号～第20号)
  - 包括的な現金主義IPSASを策定 (2003年2月)

## 第2期

- ・2003年以降
  - 公的部門特有の問題に取り組む
  - IASB、各国の基準設定主体との連携強化

## 第3期

- ・2007年以降
  - 概念フレームワークプロジェクト開始
- ・2009年 — IFRSに対応する会計基準作成完了  
金融商品、無形資産他

# IPSASの適用

- IPSASBには適用を強制する権限なし
- 国際機関による適用（OECD、NATO、EU、国連機関－現在、移行期間中）
- 先進国による発生主義IPSASの採用（スイス－2007年から、ニュージーランド－検討中）、及び参考とした基準設定
- 途上国による発生主義IPSASの採用、及び参考とした基準設定（イスラエル、南アフリカなど）

世界銀行、アジア開発銀行などが積極的に開発途上国への導入を支援

## 国際金融危機への対応

- 各国政府は金融危機への対応として民間セクターへの介入を強めている。(金融機関への資本注入、国有化、不良資産の買い取りetc)
- 各国政府が透明な会計基準を採用する必要性高まる
- IMFと共同でタスクフォースを設置
- 金融商品、企業結合等の会計基準策定を加速化(金融商品は2009年に終了)
- 世の中の関心は、民間の財務報告から政府の財務報告へ

# 国際公会計基準について (IPSAS)

# IPSASの概要1－基本アプローチ

1. 原則ベースの基準開発
2. 発生主義IPSASと現金主義IPSAS
3. 一般目的の財務諸表
4. GBE(政府系企業)を除くすべての公的セクター事業体を対象
5. 独自の概念的枠組み－現在なし、作成中  
資産・負債アプローチを採用
6. IASBを基に基準開発  
公的セクター特有の理由の有無
7. 統計基準(SNA/GFS)とのコンバージェンス

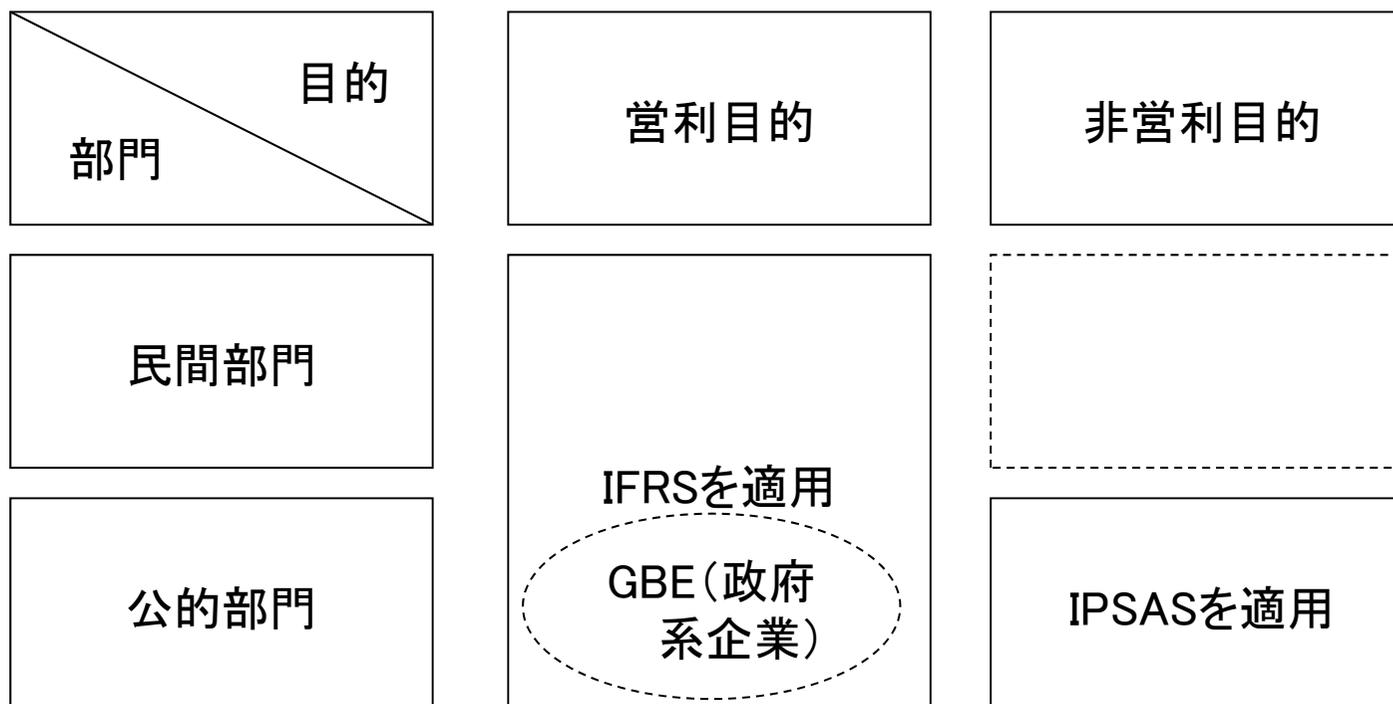
## 一般目的の財務諸表

「幅広い利用者、例えばサービスの利用者・資源の提供者(それぞれの代表者含む)等の共通の情報ニーズを志向した財務諸表」

VS. 特別目的財務情報(税務目的、買収調査、etc.)

- ある種の財務情報利用者は、一般目的財務諸表以外に必要な情報を入手する手段を持たない。会計基準はこのような利用者の共通のニーズに焦点を宛てた一般目的の財務諸表の作成のための基準である。
- 利用者が不特定多数、かつ直接的に作成者に働きかけることができないからこそ、「一般に公正・妥当と認められた会計基準」が必要となる。

## IFRS(国際財務報告基準)とIPSAS(国際公会計基準)



➤IFRS: 概念フレームワークあり。IASB(国際会計基準審議会)とFASB(米国の財務会計基準審議会)との共同プロジェクトで見直し中。

➤IPSAS: 概念フレームワークなし。IPSASB(国際公会計基準審議会)と各国のNSS(会計基準設定主体)で策定中。

## IPSASの概要2－財務諸表の体系

### 発生主義IPSASの下での財務諸表の体系

- 財政状態報告書
- 財務業績報告書
  - － “収益”も記載
- 純資産・持分変動計算書
- キャッシュフロー計算書
  - － 事業、投資、財務の3区分
- 会計方針及び財務諸表への注記

連結規定あり(IPSAS 第6号)

承認予算が公表されている場合は、「予算金額と実績金額の比較報告書」が作成される場合がある。

## IPSASの概要3－現在進行中のプロジェクト

- 概念フレームワーク
- 公共財政長期持続可能性報告
- サービス譲許契約
- 文章による報告
- サービス業績の報告
- 主体の結合
- 現金主義IPSASのレビュー

## IPSASの概要3－構成要素の定義

### 資産

過去の事象の結果として主体が支配し、かつ、将来の経済的便益又はサービス提供能力が、主体に流入することが期待される資源

### 負債

過去の事象から発生した当該主体の現在の債務であり、その決済により、経済的便益又はサービス提供能力を有する資源が主体から流出する結果となることが予想されるもの

### 収益

所有者からの拠出に関連するもの以外で、純資産・持分の増加をもたらす一定期間中の主体の通常の事業過程で生ずる経済的便益又はサービス提供能力の総流入

### 費用

当該報告期間中の資産の流出若しくは消費又は負債の発生<sup>の形をとる</sup>経済的便益又はサービス提供能力の減少であり、所有者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるもの

# 諸外国の公的セクターの 会計基準と設定主体につ いて

## トランザクション・ニュートラル・アプローチ採用国

民間セクターと公的セクターに同一の会計基準を適用する国

(例) オーストラリア、ニュージーランド、英国など

必ずしも二律背反ではなく、「程度の相違」とみなすこともできる。

(例) 日本でも独立行政法人会計基準は、「原則、企業会計原則」

## トランザクション・ニュートラル・アプローチの例 ー オーストラリア

オーストラリアは、オーストラリア会計基準審議会が、IFRSと一字一句同一のものをオーストラリア会計基準として制定している。但し、……

オーストラリアの公的セクターへの適用上の留意事項は、追加パラグラフで示される。

ニュージーランドもほぼ同じ方式

→公的セクターについてIPSASの採用を検討中

# トランザクション・ニュートラル・アプローチの例 — 英国

英国では、英国会計基準を公的セクターにも適用、但し、公的セクター固有の事象については、以下で手当て

中央政府(関連機関含む):財務省作成のマニュアル

地方政府:CIPFA作成のマニュアル

中央政府については2010年から、地方政府は2011年からIFRSを採用する。

IFRSを公的セクター用に修正する過程でIPSASが参考にされている。—実質的にはIPSASに近い会計基準の採用?

# トランザクション・ニュートラル・アプローチを 採用していない国 例：米国、カナダ

1. 設定主体が異なる
2. 基準の内容にも一定の相違
3. なぜ？政府と民間企業の相違に着目
  - 非交換取引の重要性(税、財・サービスの提供)
  - 超長期における存続
  - 予算の重要性

# トランザクション・ニュートラル・アプローチ の長所・短所

## 長所

- ・ 民間・公的セクターで基本的に同一の基準となるため、人材育成・教育が容易（作成者、監査人）
- ・ 利用者が民間セクターのアナロジーで財務諸表を理解できる。
- ・ 高品質の会計基準の設定コストが相対的に低い

# トランザクション・ニュートラル・アプローチ の長所・短所

## 短所

- ・ 現実的に会計基準は両セクターに「中立」には作成されない。公的セクターの会計基準が民間セクターの会計基準に追従する結果になる。
  - ーIASBとFASBのコンバージェンスの進展により、IFRSが民間上場企業に焦点を当てた詳細な会計基準になるにつれ、IFRSの採用とトランザクション・ニュートラルの両立は困難になりつつある
- ・ 数値の持つ意味が両セクターで異なるにも係らず、同様に理解される懸念(ex: 純資産、純利益)

# IPSASBの課題

# IPSASBの課題

## －国際基準設定主体への道

1. IPSAS採用の拡大(コンバージェンスの進展)
2. IASBとの関係
3. 高品質の会計基準(概念フレームワークを含む)の設定  
(会議開催回数、議長の常勤化、スタッフの拡充)
4. 安定した資金調達
5. ガバナンス構造
6. 関係者とのコミュニケーション

# IPSASの日本への影響

## IPSAS日本への影響－今まで

あまり大きな影響を与えていなかった。

### <理由>

- ◆ 日本の公会計の現在の枠組みが出来上がった時にはIPSASはまだ作成途上であった。特に公的セクター特有の会計基準ができていなかった。
- ◆ 日本は民間の会計基準が国際基準(IFRS)と一定の距離があった。

個々の基準の策定においてIPSASが参考にされた事例はある。例えば独法の減損会計基準の策定時には、IPSAS第21号「非資金生成資産の減損」が参考にされた。

# IPSAS日本への影響ーこれから

## IPSASの影響が大きくなる兆し

### <要因>

- ◆公会計基準の統一のきざし(地方自治体内、地方と中央)
- ◆IFRSの採用(Adoption)又はコンバージェンスの加速化
- ◆IPSASの基準開発の進展
- ◆IPSASの諸外国等での採用

IFRSとのコンバージェンスを理由とした新会計基準が作成(改訂)された場合、公的セクターへの適用が常に問題となる。例:資産除去債務